

「デモクラシーを民主化する」フランスの 都市自治体における市政刷新の試み ——「地域民主主義と市民参加に関するレンヌ憲章」 (2021年改定版) ——

中 田 晋 自

【解説】

この資料・翻訳¹⁾は、フランス北西部・ブルターニュ地域圏の州都レンヌ市(Rennes)において制定された「地域民主主義と市民参加に関するレンヌ憲章(La charte rennais de la démocratie locale et de la participation citoyenne)」(2021年改定版)²⁾の日本語訳である。本憲章は、2014年のコミューン議会選挙(レンヌ市)に社会党リストを率いて勝利したナタリー・アペレ(Nathalie APPÉRÉ)市政下の2015年に制定された「地域民主主義に関するレンヌ憲章(La charte rennais de la démocratie locale)」の改定版であり、背景には同市長の2020年選挙における再選がある。

この2021年改定版の最後には、「2015年版からの変更点」として、次の13点が列記されている。

1. 社会的・環境的転換のための民主主義的移行
2. 現場における住民との対話プロセスの強化
3. 市民参加手続きに関する調整と透明性の向上
4. 自治体による諸決定を明確化するためのフィードバックを受ける権利
5. 市民のイニシアティブの促進
6. 支援・指導の手続き強化
7. 討論の争点に関して住民の理解を促進するための市民研修
8. 住区の各セクターに常駐する代表を配置することで、すべての人に開かれた、刷新後の住区評議会

9. 市民工房のウェブサイト、拡大された市民参加のデジタル空間
10. レンヌ市民から意見集約するための市による投票の組織
11. 子ども向け参加型予算（Budget participatif des enfants）の設立による参加型予算の拡充
12. レンヌ市民参加監査室の設置
13. 市民ボランティアの継続的な募集

これらのうち、子ども向け参加型予算を含む参加型予算の取り組みに関しては、同市の担当助役へのインタビュー（2023年8月31日に同市役所で実施）の成果をまとめた訳者の別稿³⁾で、それらが実際どのようにおこなわれているのかの解明を試みているので、あわせてご参照いただきたい。

なお、訳文の幾つかの用語に付されている文末注はいずれも訳注である。

「地域民主主義・市民参加に関するレンヌ憲章」（2021年改定）

【レンヌ市民工房】

2021年10月11日 レンヌ市議会採択

デモクラシーを民主化する

地域民主主義・市民参加憲章の改定によって、私たちの市民工房は新しいページを開くこととなります。

レンヌ市は民主主義刷新の地であり、住民合議の確かな経験を有しています。民主主義は常に刷新される必要があるため、私たちは〔同市の「地域民主主義・市民参加憲章」を初めて制定した〕2015年以来の取り組みとフランスやヨーロッパの他の自治体が着手した取り組みに依拠しながら、新たな一歩を踏み出したいと望みました。

この6年間から教訓を引き出し、このたび、この新たな憲章を提示することができたのは、まさにレンヌの人々の献身と貢献のおかげです。

近年、公職選挙における棄権が増大していることを私たちは知っています。

こうした有権者の政治不信に直面したレンヌ市の対応はシンプルです。すなわち、私たちは、民主主義の拡大を希求するとともに、レンヌ市の自治体政策に関する市民たちの集団的知性 (intelligence collective)⁴⁾や生活知 (expertise)⁵⁾に対して、より大きな信頼を得たいと考えています。

住民たちの行動能力を開発し、その他の様々なコミットメントを促進すること、これらこそ今回私たちがこの憲章を通じて再確認している道です。市民たちに対して、とりわけ若者たちや公的論議から最も遠い人たちに対して、情報を提供し、啓発をおこない、ともに活動するなかで、参加民主主義はともに構築されていきます。参加民主主義は、また、レンヌの人々が、自分たちの生活環境について意見を表明し、一般利益に貢献することが正当であると感じられるよう、討論の文化を守るなかで、構築されていきます。

この憲章は、レンヌ市による自治体政策の決定・実施・評価において、また自治体の行動に制限を加える法的枠組みにおいて、レンヌ市民たちに重要な地位を与えています。この憲章が構築している基盤の上で、一人一人のレンヌ市民が、民主主義的な組織のあり方を理解し、市民たちの懸念を市に認知してもらい、自治体の政策を検証し、市民独自のプロジェクトを提案する際に、依拠できるものです。

最後に、この新しい憲章はアソシアシオンの位置づけについても改めて確認しています。アソシアシオンは、自治体活動へのコミットメントにおける重要なアクターであり、レンヌの人々への「市民研修 (parcours citoyen)」において欠かすことのできない歯車です。

レンヌ市という都市をとともに形作るなかで、私たちは、レンヌ市のエコロジーと社会の変革をめざしています。

レンヌ市長 ナタリー・アペレ
地域民主主義担当助役 グザビエ・デモ

第1部 新たな目標

より多くの市民の参加を伴った地域民主主義を目指して

レンヌの地域民主主義強化は、それ自体が目的である。レンヌでの生活や一般利益の構築に関する、住民たちからの意見聴取、住民たちへの配慮、住民たちとの協力への注力は、われわれの活動方法のなかに具現化されている。

そのためには、市民の参画を促進し、これを可能にする集団的実践の一般化、あるいは、住民たちの生活知を承認することが条件となる。こうした方法において、レンヌ市は、市民参加の倫理、文化、実践が尊重されるよう注意を払う。この目標は、〔この憲章に関する〕5つの制定原則によって、具体化されている。

5つの制定原則

- ・倫理：市民参加空間に身を置くことで、住民とパートナー、そしてレンヌ市は、自由、平等、友愛、連帯、ライシテ、他者の尊重、反差別という共和主義的・民主主義的諸原則を共有し、それらの原則の適用に合意する。
- ・透明性：市は、すべての人がアクセス可能な公式発表を通じて、それぞれの手続きが有している目的、提案されている参加の度合い、決定までのスケジュールや決定のプロセスを提示することを約束する。市は、不断にデジタル・ツールを開発し、デジタル・ツールをほとんど使ったことのない人々の参加手続きへのアクセスを容易にする。例えば、市は、プロジェクトに関する情報や内容へのアクセスを可能にし、市民参加機関の活動についても、これを可視化し、アクセス可能にするであろう。
- ・平等：地域民主主義における利益とダイナミズムを考慮すると、住民とアクターの多様性は達成されるべき目標である。レンヌ市民は、居住している住区や年齢、社会的条件、出自、ハンディキャップ、国籍、利用可能な時間に関わりなく、一人一人が自分の希望に沿った参加形態を見つけることができなければならない。民主主義的インクルージョンの原則により、議論から遠く離れている人々を参加空間のメンバーに含まれるようにしなければならない。また、市は女性と男性、少女と少年の間の平等な参加と意見表明に注意

を払う。

- ・尊重：レンヌ市民は、それぞれが一般利益の構築に向けて、自由に意見を表明し、他の住民やアクターに対して自分の主張を対置することができる。こうした参加手続きが有効に機能するためには、他の人々の意見に耳を傾け、他の人々に配慮し、他の人々に懇意を示し、発言権を尊重し、和気あいあいとした雰囲気をつくる必要がある。こうした立場から、ファシリテーターや市議をそれぞれの参加手続きの参加者としなければならない。
- ・継続的な改善：地域民主主義・市民参加に関するレンヌ憲章と市民参加の方法は、定まったものではなく、進化していくべきものである。この憲章と市民参加の方法は、継続的な改善のための柔軟なプロセスのなかにある。市は、実施された参加手続きから得られた教訓を考慮するとともに、新しい「市民参加監査室」に依拠しながら、制度の修正について提案することを約束する。

市民工房

現市政下で参加手続きに付けられた一つのラベル

市民工房は、市民参加の手続きを刷新しようという政治的意志からレンヌで生まれた。2015年に地域民主主義の基盤（Assises de la démocratie locale）が発議したことから始まるこの市民工房によって、次のような新しいテーマに対するレンヌ市民たちの参加の拡大強化が可能となった。新しいテーマとは、すなわち、参加型予算、レンヌ2030、地方都市計画の改正手続き、生物多様性地方評議会、スポーツ協議会、文化遺産地方評議会、ヨーロッパ、連帯の夜、レンヌ・プロプル・アンサンブル、レンヌの若者たち、連帯のためのボランティアなどである。

5G、治安・公安白書、市民陪審（ヴィレーヌ駐車場の存廃、「建設と市民権に関する憲章」）など、〔2014年3月に成立し、2020年6月に再選された〕現市政が任期当初から取り組んでいる作業により、市民参加の新たな形態が試行可能となり、これが市民工房第2幕に息吹を吹き込んでいる。

2021年の住民協議の春（Printemps de la concertation）から始まった「地域民

主義・市民参加に関する「レンヌ憲章」の共同構築作業が、市民工房の展望をさらに拡張可能としている。〔2026年春までの〕現市政の任期中、市民工房は、次の活動を継続する。すなわち、「レンヌ市とアソシアシオンの相互的参画憲章」の見直し、市民陪審の発展、住区評議会の再編、参加型予算の拡充、市民投票、平等に関するエタジェネロー、ハンディキャップに関するエタジェネロー、市民工房館の設立などである。

このように、市民工房は、この「地域民主主義・市民参加憲章」の精神と倫理において、様々な市民参加の手続きをリストアップし、一貫性を持たせ、可視化している。市民工房は、市や住民、そしてアソシアシオンからどのような発議がなされているのかについて、情報入手やアクセスを容易にする。市民工房は、研修に関する仕組みを強化することで、「市民研修（parcours citoyen）」を支援する。市民工房は、市の市民参加監査室に依拠する。

市民工房は、市民の参画を奨励し、住民の行動能力を開発する。

憲章に関するアクター

市民

地域民主主義は、生活知を共有し、共通の利益に貢献したいと願うすべてのレンヌの人々、市民、住民、都市ユーザーに開かれている。市政に参加したり、市に請願をしたり、市の決定に異議を申し立てたり、様々なプロジェクトを提案したりするのに、国籍に関する制約もなければ、成年であるといった条件もない。

地域のアクター

- ・アソシアシオン、諸組織、諸集団：それぞれの法的形態とは無関係に、これらの組織とこれらの組織が取り組む活動は、レンヌ市の市民活動の活力と機能に不可欠のものである。「レンヌ市とアソシアシオンの相互的参画憲章」は、市民参加手続きにおけるアソシアシオンの役割を明確にし、強化するものである。
- ・公私の組織的・経済的アクター：市民参加手続きには、多様なカテゴリーやテーマ分野のすべてのステークホルダーが結集すべきである。

公職者

直接普通選挙によりコミューン議会議員に選出された公職者たちは、選挙によって与えられた役割、責任、権能を通じて、意思決定者となる。

住区担当のコミューン議会議員は、自治体と住民の間の恒常的な対話（住区の現場での常駐や定期的な在駐、住区評議会の共同推進、地域のアクターに対する自治体の代表としての役割など）を確保することで、地域民主主義の仕組みの中核的役割を担う。

市職員

市職員は、専門的な知識と必要な情報の双方ないしいずれかを提供し、市民参加手続きの実施や推進に参加し、この憲章の論点や諸原則を日常的な業務のなかに取り入れる。

住区担当部局は、市と住民との間の近隣レベルにおける物理的な接点となる。

各部局は、担当する市議の責任のもと、代表性民主主義の意思決定機関を補完するため、市民参加手続きを推進し、組織することを任務としている。レンヌ市は、また、必要に応じて他のパートナー、とりわけレンヌ・メトロポール (RENNES Métropole)⁶と連携したり、そうしたパートナーに協力を要請したりすることができる。

市民参加の様々な強度のレベル

情報提供

市民参加の第一段階は情報提供であり、これはあらゆる市民参加の前提条件である。情報は、透明性、啓発、一般公開 (Communication) の論理に應えるためのものである。(例：住民、都市ユーザー、近隣住民には、事業の管理体制、その性質、その期間、予想される影響について情報を提供する。)

意見聴取

意見聴取により、住民やアクターは自らの意見をまとめ、市が提示した当初案をより充実したものにすることができる。(例：市は、アンケートや会議の開催を通じて、プロジェクトや自治体政策に対する市民の意見を聴取する。)

事前協議

事前協議によって、住民やその他のアクターに判断が委ねられたプロジェクト、諸課題、目的をめぐる集団的な作業や考察が可能となる。市はその枠組みを設定するが、重要なのは適切で実行可能な提案へと集団的に辿り着くことであり、なにが何でも合意をめざすことではない。事前協議は、市議による決定を準備するものであり、議員たちは事前協議での意見交流の成果に配慮することを約束する。事前協議はまた、自治体の自治体政策に対する事後評価を定期的・持続的に実施する参加手続きや市民参加機関の設置へと繋がっていく。（例：サンジェルマン広場の改修事業の一環として、住民や関係するアクター（特に商業関係）に対して、ワーキンググループへの参加や様々なシナリオ作成への貢献を要請する。[以下省略]）

共同構築

共同作業の手続きである共同構築が、プロジェクトの策定・実施における多様なアクターを包摂可能にする。一般的には、「白紙」からスタートし、パートナーとともに、アイデアからプロジェクトへと進むクリエイティブなプロセスに関与することになる。共同構築がアクティブな市民精神の開発を可能にする。活動に参加する市民や地域のアクターは、最も多くの場合、共同責任と共同決定の論理でプロジェクトを運営する組織の完全なメンバーである。市民は、プロジェクトのモニタリング・実施・事後評価に協力する。（例：参加型予算の全体を通じて、住民、アソシアシオン、住区評議会は、プロジェクトの共同構築に向けて、市の担当部局との緊密な連携が奨励される。[以下省略]）

第2部 レンヌ市の約束

この憲章を通じて、レンヌ市は次のことを約束する：

事前協議手続きを簡素化し、分かりやすくし、連携させる

アベレ市政第1期（2014–2020年）における市民参加手続きの拡充により、自治体の意思決定に対して、市民がより深く関与できるようになった。

こうした数多くの市民参加手続きへのアクセスは、すべての人にとって、引きつづき、理解しやすく、シンプルで、平易である必要がある。様々な地域民

主義機関の役割、機能、連携は、より明確にされる必要がある。市民工房のウェブサイトは、この目的を考慮に入れて進化していくであろう。こうした目的に対応した広報ツールは作成可能であり、それはすべての人にとってアクセス可能で、地域民主主義機関や市民参加手続きに特化したものである。

市民参加監査室は、アペレ市政の任期中については、市民参加手続きの透明性とアクセス可能性が維持されるよう留意する。

市民参加手続きへのアクセスを容易にするため、市民工房チームは、レンヌ市の大型プロジェクトに関する事前協議手続きのより良い調整に留意する。

住区評議会は、近隣レベルで提案される市民参加手続きについて、優先順位を定め、計画化するために組織される。

市民研修 (parcours citoyen) の提供を通じた研修を提案する

市民の啓発は、自治体との対話を成功させる条件の一つである。レンヌの人々が様々な争点はもちろん、議論に貢献すべく関与している自治体政策の実施についても、技術的・法的・財政的な諸側面を理解することが重要である。重要なのは、その意思をもった住民たちが、自らの市民研修を組織可能にすることである。

レンヌ市は市民の啓発に関して、次の3つを約束する。

- ・すべての市民参加手続きを教育的なものとする。
- ・住民が自治体の機能、市民参加の文化（市民参加機関、参加型予算、意見表明など）、姿勢、発言などに関する知識を獲得可能にする教育的な啓発やコミュニケーション支援の仕組みを設置する。レンヌ市は、こうした啓発活動の推進を地域の人材に委託する場合もあるであろう。
- ・住民自身の手による住民の啓発を奨励し、円滑化を図る。

市民研修 (parcours citoyen)

市民工房第2幕の反省から生まれた市民研修は、次の目的で実施される研修のプロセス全体と関連している。その目的とは、市民がある市民参加手続きから別の手続きに移行する能力を開発すること、そして、意見表明権

への価値付けをおこないながら、レンヌ市民が自らの市民権を明瞭に行使可能とするため、それに必要な知識とノウハウを生涯にわたり習得することである。これにより、市民はそのニーズに応じて、自らの特権を行使可能となる。市民研修はすべて市民教育の原則に沿ったものである。

多様で革新的な市民参加の方法を提案する

本憲章の目的は、自治体と市民との関係に文化的な変化を起こし、自治体活動のあり方を刷新することにある。この論理において、市はこうした試みがこの改革において重要な位置を占めることを望んでいる。

この試みは、より多くの人々のインクルージョン、近接性、イノベーションを促進するものでなければならない。

4つの軸を中心とした試み

- ・市民参加手続きの普及をめざした現地でのレンヌ市民対象の取り組み
住民たちが有している生活知（l'expertise d'usage）や現地の実情に近づくことが重要である。道路や公共空間の運用に関する説明会に加え、戸別訪問、探索ウォーク、現地での意見交流、その他の試行的な手続きが開発される。
- ・協力を呼びかけるためのワークショップ形式の多様化
集会の形式や推進の方法は、集団的知性がよりよく機能するものに適応していく必要がある。
- ・デジタル技術の活用強化
市民参加の多様な形態（情報提供、意見聴取、事前協議、共同構築）がデジタル・ツールに依拠せざるを得ない状況にある。市民たちと新たに接触を図るためには、次のような取り組みが重要である。すなわち、広報メディアをこれに適応させ、情報の透明性とアクセスを改善し（オンラインでの資料公開など）、オンラインでの参加可能性を拡充し（アンケート、投票、討論フォーラムなど）、プロジェクト（施設整備、都市計画など）について議論し、可視化するため、ヴァーチャルで楽しいツールを使用することである。

- ・各分野の政策に関する地域レベルでの意見交換の発展

住区の諸機関は、特定のテーマや各分野の政策領域に関する作業を要請できる。各分野の政策を実施する際には、地域レベルでの作業、診断、試行が必要である。

市民参加を容易にする諸条件の整備

市民参加手続きに住民たちがより容易に参画できるよう、レンヌ市は市民参加の促進に向けたグッドプラクティスの保証を約束する。

一方では、様々な意見交換の前段階・後段階やその最中において、良好な条件を確保し続けることが重要である。

この約束は、次のことをめざしている。

- ・とりわけ、会議の開催時間帯や開催場所、案内標識、アクセスに配慮する。
- ・必要な場合には、ベビーシッターの提供を提案する。
- ・住民からの信頼と参画に資する場所と構成で、質の高い受け入れを確保する。
- ・遠隔・対面のハイブリッド型会議を試行する。
- ・アクセスが容易で、理解しやすい広報ツールや情報ツールを開発し、明確で正確な招待状をデザインする。
- ・全員の発言を促す会議の枠組みを設計し、会議の背景や目的、手順、一堂に会することの意義などを再認識してもらう。
- ・会合の開催場所を多様にし、「壁の超越 (hors-les-murs)」やインフォーマルな時間を発展させ、交流を促進する目的で現地を訪問する。
- ・実現した事業の帰結を整理し、公式のものとする。フィードバックを受け取る権利の範囲内で、意思決定プロセスのフィードバックをおこなう。
- ・ハンディキャップのある人々のためのアクセシビリティに配慮する。

他方で、広報ツールや情報ツールのカスタマイズがおこなわれる。レンヌの人々に向けた透明性と情報公開という観点から、市のチームは、近隣のレベルを含む市民参加手続きや参加機関における公開性の発展に注力する。市議会の審議内容や議事録はレンヌ市のウェブサイト上に掲載され、議会はオンラインで中継され、それらはアーカイブ化される。意見書、決定事項や議事録、進捗

状況の報告資料、各住区評議会や参加機関の作業スケジュールが、オンライン上に掲載されるであろう。レンヌ市民工房の共同ウェブサイトを通じて、アンケートやプロジェクトに関する意見聴取、参加型予算を組織したり、アイデアボックスの設置やボランティアの募集などをおこなったりすることが可能である。このウェブサイトは、より分かりやすいものとし、様々な参加手続きや参加機関へのアクセスを容易にするため、見直される予定である。

市民のイニシアティブを促進する

市民参加により様々な転換を導くことが可能となるが、その目的は、必要な社会的あるいは環境的な移行に集団で取り組むだけでなく、各人の行動を奨励するためである。『地域民主主義と市民参加に関するレンヌ憲章』は、参加型予算と並行して、市民発議のプロジェクトの実施を可能にしている。

こうした市民発議のプロジェクトは、住区評議会のプロジェクト・グループの枠組みのなかで優先的に検討されるものであり、もしそれらが一般利益に貢献し、本憲章を尊重するものであれば、当該住区評議会の同意を得て、レンヌ市による直接的なフォローの対象となる場合がある。

・市民作業場（Les chantiers citoyens）

関係する法令と規則に基づいた、市民のイニシアティブによるプロジェクトの枠組みにおいて、住民は「市民作業場」と呼ばれる公共空間での取り組みに参加可能である。

第3部 市民参加のツールと参加機関

市民参加監査室

目標

市民参加監査室は、本憲章とその適用に関する主要な原則の尊重を保証する責任を負っている。同監査室は、市民参加に関する諸組織と諸手続きの間の一貫性を保証する*。

同監査室は、市の自治体政策への市民参加に関する評価基準を定め、参加手

続きの評価をおこなう。

同監査室は、参加手続きの策定に貢献することができる。

- ※ 同監査室は、すべての人の権利と各個人の情報や参加を擁護し、本憲章の原則が尊重されているか、監督する。

任務

同監査室は、毎年市議会に報告書を提出するが、この報告書において、評価結果を説明するとともに、同室による監査の結果と勧告を策定する。

同監査室は、その専門的な診断を通じて、市民工房館の設立に貢献する。

組織編成

同監査室には、可能な限り多様な20人程度のメンバーを招集し、とりわけ次のメンバーを含むものとする：住区評議会のメンバー；「レンヌ市民運動」から推薦されたアソシアシオンのメンバー；市民活動への参画希望者から抽選された住民；ボランティアの市民；レンヌ市の各種参加機関のメンバー；市民評議会のメンバー。

同監査室は、改選の方法を決定する。同監査室のメンバーは、歓迎され、支援を受け、訓練を受ける。

代表者間の定期的な交流は、同監査室の活動分野の間で、関係者の発議に基づきおこなわれる。

同監査室は、あらゆる専門知を動員することができる。

住区評議会

目標

住区評議会は、当該住区のすべての住民とアクターに開かれた参加機関であり、年に3回以上招集される。

住区評議会は、当該住区内のあらゆる自治体政策やプロジェクトに関する情報提供、意見聴取、事前協議、共同構築の場である。住区評議会は、解決策を提案し、それは市議会に伝達される。

住区評議会は、住区に関連するテーマを自ら取り上げることができる。住区や市全体に関連するテーマを取り上げるよう市長から要請される場合もある。

任務

住区評議会は、住区的生活環境に影響を与えるすべてのプロジェクトや課題について、必ず情報提供を受け、意見聴取を受けることができる。

住区評議会は、すべての人に開かれている。

市民は、住区評議会を通じて、住区のプロジェクトを提案したり、コミットしたりすることができる。

住区評議会は、プロジェクトの策定、共同構築、支援のいずれかあるいはすべてをおこなうことができる。住区評議会は、プロジェクトを評価し、これを住民に報告する。

住区評議会内に、プロジェクトチームを設置することが可能である。これらのチームは、自律的に活動や手続きを選択し、住民のニーズに基づいて活動して、それを住区評議会に報告する。

住区評議会は、特に住民に影響を与えるすべての手続きについて、プロジェクトチームに参加を呼びかける。

住区評議会は、テーマに応じて、レンヌ市やレンヌ・メトロポールに意見書を送付する。住区評議会は、意見書送付後にフィードバックを受ける権利を享受しており、レンヌ市は、住民の提案を取り上げている旨を公表する。事前協議の結果得られた勧告に基づき、レンヌ市は、理由を付した意見書を通じて、必ずその決定について報告することを約束する。

住区評議会は、市のレベルで組織された市民参加手続きに参加することができる。住区レベルについては、住区評議会が必ず参加する。

市は、運営資金と投資資金で住区評議会のプロジェクトの実施を支援する。例えば、住区評議会は、プロジェクトや発議を支援するための予算（分配金）を保有している。この分配金の金額は、各住区の人口に基づいて決定され、都市政策の優先地区には助成金が付加される。

組織編成

住区評議会のメンバーは、本憲章の原則を厳格に遵守する。

住区のセクターごとに、常駐の共同ファシリテーターが置かれる（住区評議会毎に2～4名）。ファシリテーターは、各住区評議会が定めた様式に従って、

住区評議会メンバーにより指名される。

住区評議会は、取り扱うテーマに応じて、レンヌ市とレンヌ・メトロポールの双方ないしいずれかの部局による介入を要請する。

住区担当市議は、当該住区評議会の共同ファシリテーターである。同市議は、その推進に参画する。同市議は、レンヌ市を代表し、住区評議会の活動や方針を支援したり、支持したり、コメントしたりできる。同市議は、住区評議会が策定した意見書や意見表現が市政のなかで考慮されるよう留意する。

住区評議会の共同ファシリテーター団は、住区評議会の方針を支援すべく、プロジェクトチームの作業や住区評議会のテーマを調整する責任を負う。

共同ファシリテーター団は、住区評議会の活動を先導し、予想される優先順位と事前協議のレベルを決定する。同団は、住区評議会の議事日程を準備する。市は、同団とともに、レンヌ市やレンヌ・メトロポールが発議可能な市民参加手続きのプログラム化をおこなう。

住区評議会は、都市政策の優先地区に設置される市民評議会の代表者をメンバーとして受け入れる。

住区評議会の刷新と多様化は、定期的に行われるコミュニケーション活動とアウトリーチの手続きにより実現される。メンバーの多様性に貢献するため、定期的な抽選により選出をおこなう。住区評議会専用の市民参加ガイドと広報ツールが作成される。

市民工房のウェブサイトは、今後住区評議会の活動に関するより透明で、より読みやすいものとなるであろう。このサイトにより、住区の生活に関する重要なテーマに対して、デジタルでのアクティブな事前協議が可能となるであろう。デジタル投書箱により、住民は住区評議会の活動に貢献できるようになるであろう。

体系的な議事録には、住区評議会でのやり取りを正確に反映させる必要がある。継続的な改善の原則を確保するため、住区評議会の連携を確立する。

市民評議会

都市計画と都市の結束に関する2014年2月24日の法律は、都市政策の優

先地区における市民評議会の設置を規定している。抽選で選ばれた住民、アソシアシオンの代表者、そして地元の諸アクターにより構成されるこの評議会は、都市契約の策定・実施・評価に協力する。同評議会は、提案や発議のための場を設け、都市契約の運営機関に住民が参画する場所を確保することで、市民参加のダイナミズム強化をめざす。自律的で自立的な組織として、同評議会は他の参加機関を補完する。レンヌ市は、特に住区評議会の活動と市民評議会の活動とがよりよく連携するよう留意する。

参加型予算

目標

参加型予算は、アクターと住民に向けたインクルージョン、アウトリーチ、教育、そして公平性の促進を目的としている。この予算はすべての住民の参加を促進する。

レンヌ市では、若者や参加手続きから最も遠い人々（小中学生、高校生、大学生、障害者、孤立者、高齢者など）の参加にとりわけ留意する。

参加型予算により、各住区や市全体のレベルでのアイデアやプロジェクトの創出が可能となるが、都市政策の優先地区には特に注意が払われる。

シチズンシップ教育や子ども目線の都市といった論点に配慮し、レンヌ市の学校に通う子ども向け参加型予算が施行される。これにより、子どもたちは自らプロジェクトを提案し、投票することが可能となるであろう。

参加型予算は、レンヌ市のすべての権限と自治体政策に関連している※。

参加型予算（一般向け・子ども向け）に割り当てられる投資予算は、年間350万ユーロである。

※ レンヌ・メトロポールの権限に属する事業（道路など）の場合、その予算のうち、レンヌ市に割り当てられた部分を使用。

組織編成

レンヌ市は、以下のことを約束する：

- ・参加型予算モニタリング委員会とレンヌ市およびレンヌ・メトロポールの部局の支援を受けて、参加型予算の運用を明確にするための参加型予算規

則を制定する。

- ・紙媒体とデジタル媒体を用いることで、すべての人が読みやすく、アクセスしやすく、理解しやすいよう配慮する。
- ・参加型予算モニタリング委員会の合意のもと、継続的な改善の原則に基づいて同委員会にこの規則の評価を依頼する。
- ・刷新されたモニタリング委員会にこの仕組みのモニタリングを委託する。

モニタリング委員会のメンバー：レンヌ市議；アソシアシオンの代表；市民評議会の代表；住区評議会の代表；諮問委員会の代表。

協力者：ボランティア・プロジェクトの元リーダーたち；市民ボランティア；市民参加手続きから遠い位置にいる人々；若者たち。

モニタリング委員会のメンバーは、この仕組みとそのモニタリングの保証人である。

- ・必要な情報やアドバイス、サポートを提供することで、アイデアの創出、あるいは、プロジェクトの共同構築や提案を奨励する。プロジェクトの推進者、住区のアクターや住民（住区評議会、住区のアソシアシオン）の間のつながりを促進する。
- ・参加型予算から生まれたプロジェクトの可視化と評価を向上させる。
- ・利用可能な広報手段を通じて、参加型予算に関与する諸アクターの価値付けをおこなう：住区において、「レ・レネ (*Les Rennais*)」において、市民工場のウェブサイト（プロジェクトに関する理解とコミュニケーションの場）上で、そして設置予定の市民工房館において。
- ・実現したプロジェクトの支援と価値付けの両面で、プロジェクトの新旧のリーダー間での知識の共有を奨励する。

行政に対する市民からの説明要求

目標

行政に対する市民からの説明要求とは、住民からの要請に応える市としての義務のことである。これには、市議会に質問して回答を得たり、市の予算を用いた特定のプロジェクトに関する専門家の意見や反対意見を聴取したりするこ

とから、事前協議や投票などのより特化した手続きまで、様々なものがある。

組織編成

- ・市議会における住民からの質問のための特別な時間

2014年に議決された市議会の新しい内規により、レンヌ市民が市議会の開会時に発言したり質問したりする条件が整えられた。質問や発言の要請は市議会の読会開催12時間前までに受理される必要がある。

- ・市議会からの説明

住民は、自治体の権限に属するテーマに関する、あらゆる質問や提案、あるいは地域での意見聴取の実施（意見書としての価値を有する）を、市議会の議題として登録し、議会がこれを審議するよう求めることができる。議題への登録は、以下の条件の下で行われる：レンヌ在住の1,000名の有効な署名を提出すること；市が権限を有する分野であること；本憲章の価値観に適合するものであること。この手続きは、コミューン議会選挙の直前6か月間とその他の公職選挙の直前3か月間、停止される。

- ・市の発議による投票

あるプロジェクトに対する住民の意見を集約するため、意見聴取の2つの形態が法律で規定されている。すなわち、自治体発議の住民投票と有権者による諮問型住民投票である。レンヌ市は、さらに市独自の投票を提案したいと願っている。重要なのは、年齢や国籍に関係なく、市の権限に属するあらゆるテーマについて、住民から意見聴取することであり、これによって、今後おこなわれる市議会での決定が明確になる。

- ・市民からの意見聴取というミッション

透明性と市民のエンパワーメントを目的として、住民や参加機関は、市民からの意見聴取やアンケート調査の実施を市に要請できることとしている。こうした意見聴取や調査の対象は、自治体の権限に属する分野に関連し、本憲章の価値観に適合するものでなければならない。

この手続きのための予算枠が毎年確保されている。市は、1プロジェクトあたり5,000ユーロを上限として、費用を負担する。

次の2つのレベルで、意見聴取の実施を要請可能である。

- ・住区レベルのプロジェクト：提案するには、当該住区評議会のメンバーの過半数から賛成意見を得ている必要がある。
 - ・市全体または1つの住区に収まらないプロジェクト：提案には、少なくとも3つの住区評議会の過半数のメンバーから同意を得ている必要がある。
- この要請はその後、市が審査し、実施条件の適合性を確認する。

大型プロジェクトに関する事前協議、市民陪審

目標

レンヌ市は、アクターや住民に影響を与えるプロジェクトについて、事前協議手続きの実施を約束する。

市は、多様な広報や動員のツールを用いて、すべての住民に対し、事前協議を実施する大型プロジェクトに関する情報の提供を約束する。

市は、プロジェクトや交渉の余地に合わせて、市民参加のレベルを決定する。また、市はそのように選択した理由を明確にする。

事前協議手続きの際には、参加者の意見と貢献の双方ないしいずれかが、必ず公表される。

透明性を確保するため、市はフィードバックを受ける権利の範囲において、市民参加手続きの結果を報告する。

事前協議手続きの際、とりわけ市民陪審の際に、参加の権限・任期が確立される。これは、この手続きに参画する市民に向けた自治体のコミットメントの範囲を明確にするものである。市民陪審のメンバーは、そのコミットメントにかかった費用に対して補償を受ける。

市は、住民発議のプロジェクトを具体的に実現するため、市民の参加による取り組みを支援する。

組織編成

市民参加手続きの運営は市とそのパートナーにより実現される。レンヌ市は、レンヌ・メトロポールやそのパートナーの発議による事前協議を支援する。

事前協議手続きの組織は、それが住区に影響を及ぼす場合には、当該住区に分散される。

市は、合法性、市の権限、市議会多数派がめざす諸目標、本憲章の原則が遵守されるよう、事前協議の結果に注意を払うことを約束する。市は、開かれた事前協議に基づいて実行された施策について説明（説明責任の原則）するとともに、手続きの結果が出た時点で市民と対話することを約束する。

市全体のレベルの市民参加手続きには、より適切な方法であれば、市民陪審やその他の手法の創設も含まれる。市民参加手続きは、抽選で選ばれた市民とボランティアの市民の双方ないしいずれかの参加を促進する。

市民ボランティア

目標

市民ボランティアは市民の人的ストックである。市民ボランティアは、住民やアクターとともに、住区や市全体のレベルで実施される活動に、一時的ないし恒常的に関与することが可能である。

組織編成

市民ボランティアは、シチズンシップや市民活動へのインクルージョンを促進するため、アウトリーチの様々な実践に向けた研修を受ける。市民ボランティアは、市民研修の目標に相当する研修スキームに登録される。この研修の目的は、市民ボランティアとしてのコミットメントの持続性、市民間の相互理解、そして、市民たちの能力向上を促進することにある。

ボランティア市民は、自分の望むテーマを決定し、市全体や住民のために、自らの経験やスキルを活かすことができる。

質的・量的な全体評価は、市民参加監査室による監督の下、市民ボランティアの貢献を求める様々なプロジェクトの協力を得て、定期的に行われる。

諮問委員会

目標

2002年2月27日の近隣民主主義法により、市は市域の全部または一部に関する自治体のすべての利益問題について審議する諮問委員会を設置できるようになった。市長の提案により、市議会はその任期中における同委員会の構成を

決定し、市議会のメンバーのなかから委員長を任命する。諮問委員会は、市議、アソシアシオン、職能代表、住民、都市ユーザーを招集し、各分野の施策に関連する活動の定義と実施に参加させることを目的としている。各諮問委員会は、個々の運営方式を決定する。同委員会のなかでの住民や都市ユーザーの地位には、特に注意が払われる。同委員会は、住区の諸機関と連携して、住区のレベルでの取り組みや省察を展開することができる。

同委員会は、それぞれのテーマが連関する場合には、連携して活動する。

同委員会は、市民参加監査室と連携して、それぞれが権限を有する分野における事前協議手続きの定義と評価に協力する。

任務

諮問委員会は、それぞれが権限を有する分野におけるアソシアシオンや都市ユーザーのネットワークの促進と奨励の双方ないしいずれかをおこなう。

同委員会は、任期中、1年を通して開催される。諮問委員会が諮問を受けるのは、実施される手続きが権限を有する分野に関わる場合である。同委員会は意見書と年次報告書を作成し、それらは市議、住民、市民参加監査室に公表される。

同委員会は、市民、住区評議会、その他のすべての参加機関とともに、それぞれが権限を有する分野の情報を市民に向けて提供する役割を担っている。

住区評議会の代表者は、その圏域が同委員会の活動から影響を受ける場合、必ずその委員会に招かれる。同委員会は、権限を有する分野について、住区評議会に対し助言を与える。

組織編成

諮問委員会は、市議、住民、アソシアシオン、職能代表、都市ユーザーを自由に招集し、各分野の施策に参加させることができる。同委員会の活動に関する広報が強化される。同委員会は、市民工房のウェブサイトや市の広報ツールで、その活動を報告している。

若者や市民参加手続きから遠いところにいる人々の代表を積極的に募集する。

同委員会には、ボランティアから抽選で選ばれた市民も含まれている。

[以下省略]

注

- 1) この資料・翻訳は、2022-2024年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランス諸都市の都市内分権組織を通じた抽選民主主義と参加型予算の実践に関する研究」[JSPS 科研費22K01332](研究代表者:中田晋自)による研究成果の一部である。
- 2) RENNES Ville et Métropole, La fabrique citoyenne, « La charte rennaise de la démocratie locale ». (2023年8月14日アクセス) <https://fabriquecitoyenne.fr/pages/la-charte-rennais-de-la-democratie-locale>
- 3) 拙稿「フランス都市自治体の参加型予算をめぐる新動向—2020年コミューン議会選挙後のレンヌ市の事例—」、『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第56号、2024年3月。
- 4) 集団的知性とは、より多くの参加者による集団討議を通じて、より適切な解決策などの結論を導き出そうという理念を示す概念である。元来経営学や情報コミュニケーション学、社会心理学の諸分野で議論される概念でもあり、参加メンバー間での相互作用(集団的な検討作業等)を通じて、与えられた状況や文脈を適切に把握し、適切な決定を下すことが期待される、いわば一つのプロセスと考えられている。Olfa GRÉSELLE-ZAÏBET. « Vers l'intelligence collective des équipes de travail : une étude de cas », *Management & Avenir*, vol. 14, no. 4, 2007, pp. 41-59. を参照。
- 5) ここでいう expertise は「生活知(expertise d'usage)」のことであり、専門家としての知識を持ちあわせない都市住民ならではの生活上の知識や知恵を指している。
- 6) レンヌ市を中心とするコミューン間協力型広域行政組織(Établissements publics de coopération intercommunale)であり、その幾つかのタイプのなかでは「メトロポール(Métropole)」に分類される。